

オフセット・クレジット(J-VER)制度関連文書の修正等の概要(案)

1. 新規プロジェクト種類の追加

1.1. 新規プロジェクト種類の適格性基準及び方法論 資料 5-1-1~5-1-3 資料 5-2

資料3にて報告したとおり、平成21年3月10日のオフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会(以下、「認証運営委員会」)における指示を踏まえ、方法論パネルにおいて、以下のプロジェクト種類の適格性基準及び方法論の案の勧告が行われたところ。

今般、これらの適格性基準及び方法論について、認証運営委員会における審議を経て、正式に制度の対象として位置づけることとする。

資料 5-1-1 化石燃料から未利用木質バイオマスへのボイラー燃料代替

資料 5-1-2 化石燃料から木質ペレットへのボイラー燃料代替

資料 5-1-3 木質ペレットストーブの利用

資料 5-2 廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の車両における利用

1.2. ポジティブリストの分類

様々な区分のプロジェクト種類が審議されていることを踏まえ、ポジティブリストとは別に、区分・中区分の一覧を作成・公表することとする。

・ポジティブリスト

No.	区分	プロジェクト
0001-1	エネルギー	化石燃料から未利用木質バイオマスへのボイラー燃料代替
0001-2	エネルギー	化石燃料から木質ペレットへのボイラー燃料代替
0001-3	エネルギー	木質ペレットストーブの使用
0002-1	吸収源	森林経営活動によるCO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)
0002-2	吸収源	森林経営活動によるCO2吸収量の増大(持続可能な森林経営促進型プロジェクト)
0003	吸収源	植林活動によるCO2吸収量の増大
0004	エネルギー	廃食用油由来バイオディーゼル燃料の車両における利用
以下、今後掲載を検討しているプロジェクト(順不同)		
	エネルギー	小水力発電による系統電力代替
	エネルギー	下水汚泥由来バイオマス固形燃料による化石燃料代替
	エネルギー	低温排熱の回収・利用
	エネルギー	グリーン電力証書のオフセット・クレジット(J-VER)化

・区分別プロジェクト一覧

区分	中区分	プロジェクト	No.
エネルギー	木質バイオマス	化石燃料から未利用木質バイオマスへのボイラー燃料代替	0001-1
		化石燃料から木質ペレットへのボイラー燃料代替	0001-2
		木質ペレットストーブの使用	0001-3
	その他バイオマス	廃食用油由来バイオディーゼル燃料の車両における利用	0004
		下水汚泥由来バイオマス固形燃料による化石燃料代替	検討中
	再生可能エネルギー	小水力発電による系統電力代替	検討中
グリーン電力証書のオフセット・クレジット（J-VER）化		検討中	
省エネルギー	低温排熱の回収・利用	検討中	
吸収源	森林経営	森林経営活動による CO2 吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）	0002-1
		森林経営活動による CO2 吸収量の増大（持続可能な森林経営促進型プロジェクト）	0002-2
	植林	植林活動による CO2 吸収量の増大	0003

1.3. 木質バイオマス案件でのバンドリングの考え方 資料 5-3

今般の審議事項である木質バイオマス関連プロジェクトについては、複数のボイラーで木質バイオマスや木質ペレットを利用する場合や、木質ペレットをボイラー及びストーブで利用する場合が想定されるため、バンドリングの考え方について以下のとおり整理し、資料 5-3 のとおり手数料体系に反映することとする。

- 原則として、同一のプロジェクト実施者が関与し、同一の方法論を適用しうる場合であり、審査の手間がほぼ同等と考えられる条件を満たす場合は、個々に申請可能なプロジェクトについてもバンドリングを認める。
- 木質バイオマス案件の場合、No. 0001-1～0001-3 において方法論が類似しており、上記の「同一の方法論を適用しうる場合」の特例として方法論をまたぐ場合もバンドリングを認める。
- 「化石燃料から未利用木質バイオマスへのボイラー燃料代替」及び「化石燃料から木質ペレットへのボイラー燃料代替」の場合、ボイラーが導入される事業所ごとにボイラーの型式・効率やベースラインの化石燃料が異なる可能性があることから、ボイラーが設置される事業所の数によって以下の通り申請手数料を増額することとする。

ボイラーが設置される事業所	2 事業所まで	…	147,000円
	3 事業所以上	…	1 事業所ごとに63,000円
- 「木質ペレットストーブの利用」の場合、ストーブの型式の違いについてはデフォルト

値を利用可能であること、ストーブ使用者はプロジェクト実施後にも参加可能であることから、ストーブの型式の数ではなく、木質ペレットの販売事業者の数によって以下の通り申請手数料を増額する。

木質ペレット販売事業者	2事業者まで	…	147,000円
	3事業者以上	…	1事業者ごとに63,000円

- 「化石燃料から木質ペレットへのボイラー燃料代替」及び「木質ペレットストーブの利用」を組み合わせたプロジェクトの場合、ボイラーが設置される事業所の数と木質ペレット販売事業者の数によって以下の通り申請手数料を増額する。

ボイラーが設置される事業所	2事業所、木質ペレット販売事業者	2事業者まで	…	147,000円
---------------	------------------	--------	---	----------

ボイラーが設置される事業所	3事業所以上	…	1事業所ごとに63,000円
---------------	--------	---	----------------

木質ペレット販売事業者	3事業者以上	…	1事業者ごとに63,000円
-------------	--------	---	----------------

2. 森林管理プロジェクト

2.1. オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング報告書の検証のためのガイドラインの修正 資料 5-4

登録が行われた森林管理プロジェクトについては、今後、プロジェクト事業者によるモニタリングを経て、検証機関による検証の手続きに移るところであり、また、平成 21 年 3 月 10 日の認証運営委員会において、「オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング報告書の検証のためのガイドライン」（以下、「検証ガイドライン」）について、森林管理プロジェクト用に修正を行う必要がある事項を検討するよう指示があったところ。

このため、検証ガイドライン上の主要な修正事項を以下のとおり整理し、資料 5-4 のとおり現行の検証ガイドラインを修正することとする。

（1）重要性の判断基準 P22

検証意見の形成にあたっての判断の基準となる「重要性」の量的基準値は、排出削減型プロジェクトでは排出削減量の 5%と設定しているが、森林管理プロジェクトについては、自然条件下にある森林での取組であるという特質から、重要性の量的基準値は吸収増大量の 10%と設定する。

ただし、吸収増大量の算定にあたっては高い精度を維持するよう努めることが求められると同時に、保守的な算定を行い、吸収増大量が過大評価とならないよう十分に考慮する必要がある。

（2）不確かさ（不確実性）の評価方法 P39-40

検証意見の形成は、不確かさ（不確実性）を（1）の重要性と比較することで行われる。排出削減型プロジェクトでは、各パラメータの不確実性値を単純合算した値をプロジェクトの不確実性値としている（式 1）。しかし、森林管理プロジェクトでは、算定・計上方法として京都議定書 3 条 3 項及び 4 項に基づく吸収量の算定・計上方法を採用していることから、不確実性評価の方法についても京都議定書 3 条 3 項及び 4 項に基づく吸収量の不確実性の評価方法、すなわち、IPCC ガイドライン（GPG2000 及び GPG-LULUCF の Tier 1）に基づく不確かさ（不確実性）の評価方法（式 2）を採用する。

$$U_{total} = \sum(\text{各排出源の排出量における可能性のある誤り}) \dots\dots\dots \text{式 1}$$

$$U_{total} = \frac{\sqrt{(U_1 \times E_1)^2 + (U_2 \times E_2)^2 + \dots + (U_n \times E_n)^2}}{E_1 + E_2 + \dots + E_n} \dots\dots\dots \text{式 2}$$

U_{total}	プロジェクト全体の排出削減量/吸収増大量の不確実性 (%)
U_j	排出削減/吸収増大があった排出/吸収源 i の不確実性 (%)
E_j	排出削減/吸収増大があった排出/吸収源 i の排出削減/吸収増大量

2.2. オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリングガイドライン（森林管理プロジェクト用）の修正 資料 5-5

平成 21 年 3 月 10 日の認証運営委員会において採択された「オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリングガイドライン（森林管理プロジェクト用）」（以下、「モニタリングガイドライン」）について、以下の加筆・修正を行う。

（1）不確かさ（不確実性）評価手法の加筆 PII-3～5、II-23～24

2.1 における検証ガイドラインの修正を踏まえ、モニタリング方法が有する不確かさ（不確実性）の評価方法を加筆し、併せて参考資料として不確実性を計算する際の方法を詳述する。

（2）バンドリングを実施した際のモニタリング方法を加筆 PII-8～9

複数の森林施業計画等をバンドリング申請（一括申請）した際のモニタリング方法について加筆する。具体的には、バンドリングを行っても、モニタリングの精度を維持する観点から、地位の特定は原則 30ha に 1 箇所の調査プロットを設置することを必要とするなどを明記する。

（3）拡大係数等の係数の更新 PII-21～22

日本国温室効果ガスインベントリ報告書（2009 年 4 月提出）において、吸収量算定に使用する拡大係数等の係数が更新されたので、これに合わせてモニタリングガイドラインを更新する。なお、森林管理プロジェクトの方法論（JAM0002-1、JAM0002-2、JAM0003）においても同様に「別紙 1：拡大係数など」として引用しているため、同様に更新する。

（4）最低地位以下の場合の暫定的な地位の特定方法 PII-14～15、II-24～25

プロジェクト対象地の地位が、適用する地位指数曲線の最低地位以下になる場合、幹材積の算出が困難になるため、暫定的に地位を特定し、幹材積を算定する方法を採用する。

(5) 森林 GIS 情報に基づき施業面積を測定する際の条件 PII-2、6

活動量（間伐等の森林施業の対象面積）のモニタリング方法として「パターン1：森林 GIS 情報に基づく方法」を採用しているが、この方法を適用する際の条件を加筆する。具体的には、プロジェクト対象となる森林を含む森林計画図が森林 GIS データベースとして管理されており、実測された間伐等の森林施業の対象面積等が森林 GIS データベースに反映されていることを条件とする。また、森林 GIS 情報に基づく方法で間伐等の森林施業の対象面積を測定した場合でも、原則として、間伐等の森林施業を実施したことを示す書類（補助金受給の際の契約書等）を併せて提出することとする。

2.3 申請書の修正 資料 5-6

現在の「オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクト申請書～森林管理プロジェクト用～」（以下、「申請書」）では、申請者にとって記入方法や事前審査（バリデーション）において必要な書類が明確でない部分があるため、申請書の様式を修正する。あわせて、今般の森林管理プロジェクトの事前審査の経験を踏まえつつ、森林管理プロジェクト用には資料 5-6 のとおり記入要領を作成し、随時事務局にて更新することとする。

申請書における主な修正箇所は以下のとおりである。

- ① 補助金の対象年月日・受給証明書類の記入欄の追加 P3
- ② プロジェクトの排出削減・吸収量に影響を与えうるリスク要因とその軽減措置の記載を要求 P3
- ③ ポジティブリストの適格性基準との整合性を説明する際のガイダンスの追加 P4
- ④ 添付資料一覧の記入箇所の追加 P6

3. その他全般的事項

3.1. クレジットの発行にあたってのダブルカウント防止策 資料 5-7

J-VER の発行申請にあたり、制度利用者（プロジェクト代表事業者）は、以下の内容を具体的に確保する旨の文書を認証運営委員会に提出することとする。

1. 他の制度での排出削減・吸収量の認証との二重評価排除

制度利用者は、当該プロジェクトにおける排出削減・吸収量について、他の制度（例えば国内クレジット制度、海外 VER、グリーン電力証書、地方公共団体 CO2 吸収証書等）において別途排出削減・吸収量として認証を受けないこと、仮に当該制度において別途認証を受けた場合は、当該認証に係る排出削減・吸収量を無効にすること。

2. 公的制度に基づく排出・吸収量の報告における二重評価排除

プロジェクト代表事業者又はプロジェクト事業者が、当該プロジェクトにより発行された J-VER を入手し無効化を行った者が公的制度（例えば、地球温暖化対策推進法算定・報告・公表制度、都道府県条例等）に基づき排出・吸収量を増減等調整して報告・公表したことを把握した場合は、当該公的制度において、無効化された量に相当する排出削減・吸収量を適切に増量・減量して報告・公表するとともに、必要に応じ気候変動対策認証センター及び当該公的制度管理者に対して排出・吸収量に係る情報の提供を行うこと。

3. 社会・環境報告書など自主的な排出・吸収量の公表における二重評価排除

制度利用者は、社会・環境報告書やホームページなどにおいて自主的に排出・吸収量を発表する際は、発行された J-VER の量や当該 J-VER が創出されたプロジェクト内容を明記すること。

（※合理的な理由があると認められる場合は、プロジェクト事業者内で J-VER の量やプロジェクト内容を報告・公表する者を選択することができる。）

3.2. プロジェクト登録可否決定までの日数設定の撤廃 資料 5-8

現在、オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会に関する規程（以下、「委員会規程」）の付則 3 第 4 条第 4 項において、プロジェクト登録可否の決定（申請受理から事前審査終了）までの日数を 40 営業日と設定しているが、営業日の制限を撤廃して、事前審査に必要な書類の受理を確実なものにする。

3.3. プロジェクト申請方法の修正 資料 5-9

現在、委員会規程第4条第2項において、プロジェクト申請の方法として書類による受付を基本としているが、電子情報による情報開示の必要性が高いことから、必ず、電子ファイルによる情報を添えて提出することとする。